

地域脱炭素化促進事業について

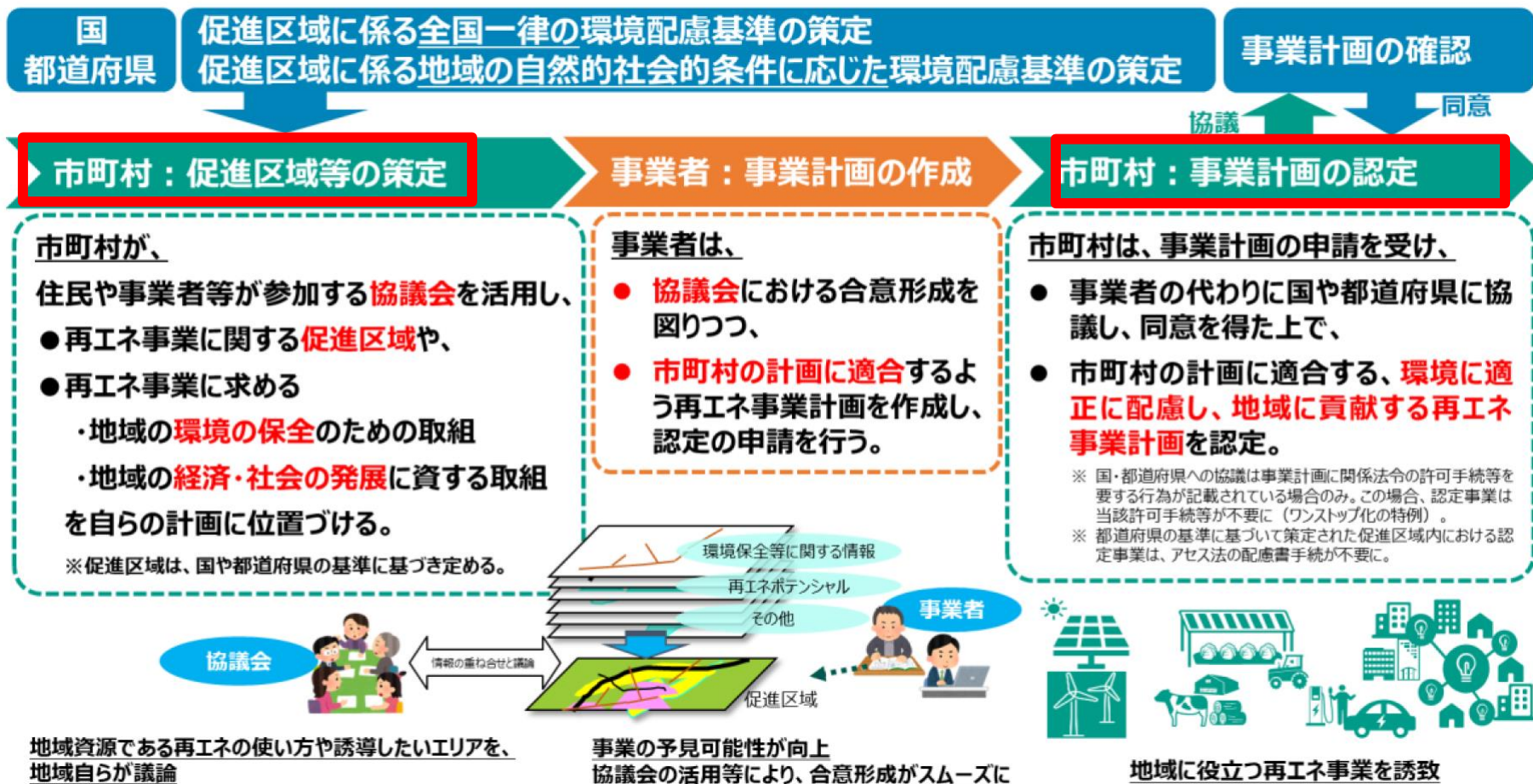
2023年12月19日



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SETANA

1. 地域脱炭素化促進事業に関する制度

本制度は、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮した、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。



2. 地域脱炭素促進事業とは

地域脱炭素化促進事業は、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(「A:地域脱炭素化促進施設」)の整備及びその他の「B:地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「C:地域の環境の保全のための取組」及び「D:地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うもの、と定義されています。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光

風力

中小水力

地熱

バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱

太陽熱

大気中の熱その他の自然界に存する熱

バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾等において規律される海域における洋上風力発電施設は除く。

※再エネ発電施設、再エネ熱供給設備に附帯する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組(左記の施設整備と一体的に実施)

自治体出資の地域
新電力会社を通じた
再エネの地域供給

EV充電施設の整備

環境教育
プログラムの提供

※上記はイメージの一例

C

地域の環境の保全
のための取組

D

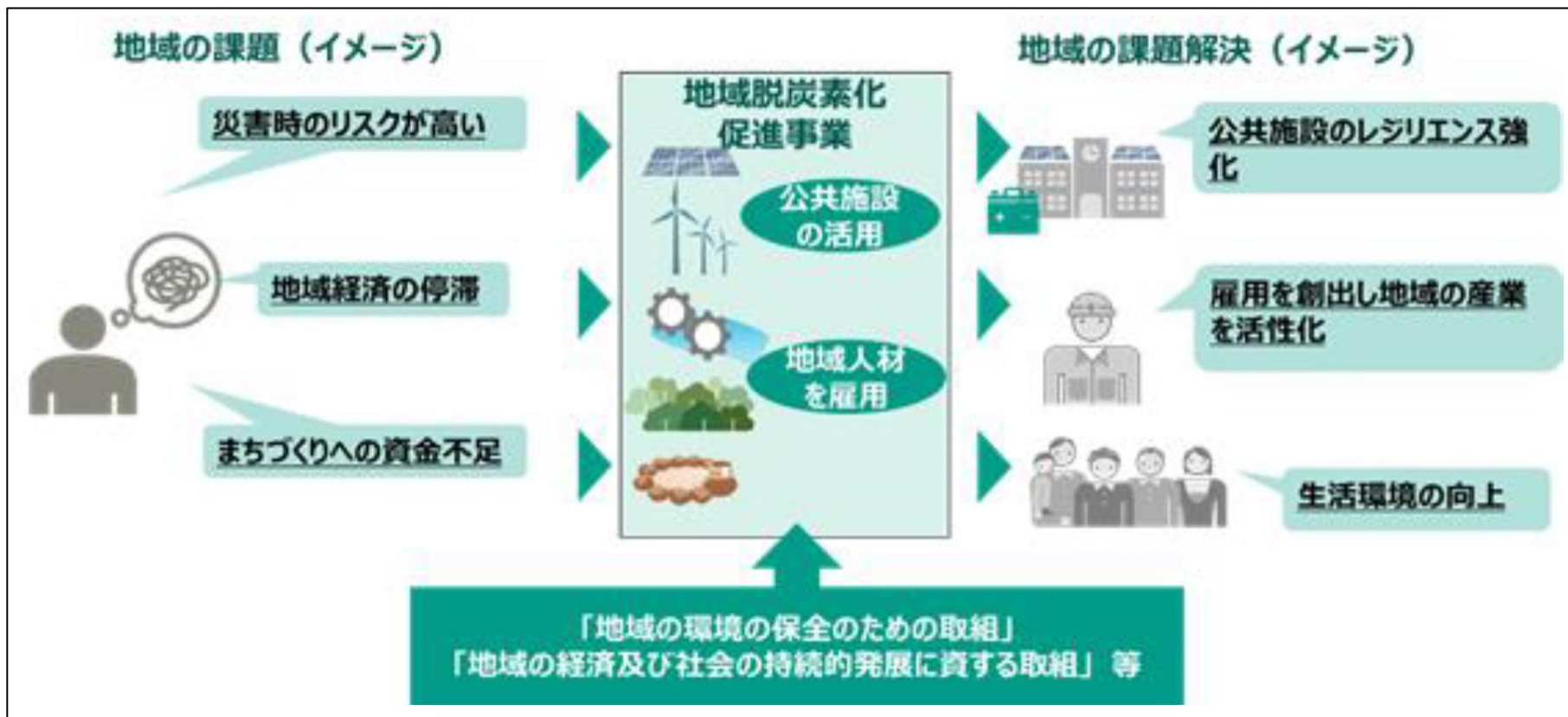
地域の経済及び社会の
持続的発展に資する取組

3. 地域脱炭素化促進事業のイメージ

・地域脱炭素化促進事業を通じて、地域の課題に応じて地域に貢献する再エネ事業を実施することにより、地域の課題解決につながることを期待されます。

・それぞれの地域によって、地域の課題は異なり、また、地方自治体・地域住民が求める地域貢献策が異なることから、協議会で地域の意向をくんだ上で、それぞれの事業に即した地域貢献を実践することが望ましい、とされています。

→せたな町及びせたな町ゼロカーボン推進協議会で、地域脱炭素化事業の事業計画の認定を進めていく。



3. 地域脱炭素化促進事業のイメージ(地域の経済・社会の持続的発展に貢献する事例)

京都府宮津市 **地域課題解決**

- 耕作放棄地で、イノシシやクマが出没するエリアに、メガソーラーを設置。
- 売電収益の一部は、管理口座の設定により、地域に還元する仕組みを構築

<設置前>  **耕作放棄地**

<設置後> 

出所) オムロンソーシャルソリューションズ株式会社より提供

熊本県熊本市 **防災**

- 市の**廃棄物発電所の余剰電力を地域新電力を通じて主要な公共施設に供給。**
- 再エネによる電力供給のみでなく**防災力向上を兼ねる蓄電池等の整備等多角的な取組を実施。**

 **西部環境工場**

(写真出所: 熊本市「ようこそ 西部環境工場へ」
http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=731 (閲覧日: 2020/11/24))

北海道石狩市 **地域経済**

- デジタル化の進展で電力需要増が見込まれるデータセンターに再エネ等を導入し、日本初となる**再エネ100%によるゼロエミッション・データセンターの実現を目指す。**
- 電力多消費型産業の**産業誘致により、地域経済の発展にも貢献。**

ゼロエミッションデータセンター 完成イメージ



図出所) 環境省「2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略への提案 (2020年11月6日)」
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichosenryakukaigi/dai2/siryous.pdf> (閲覧日: 2020/11/26)

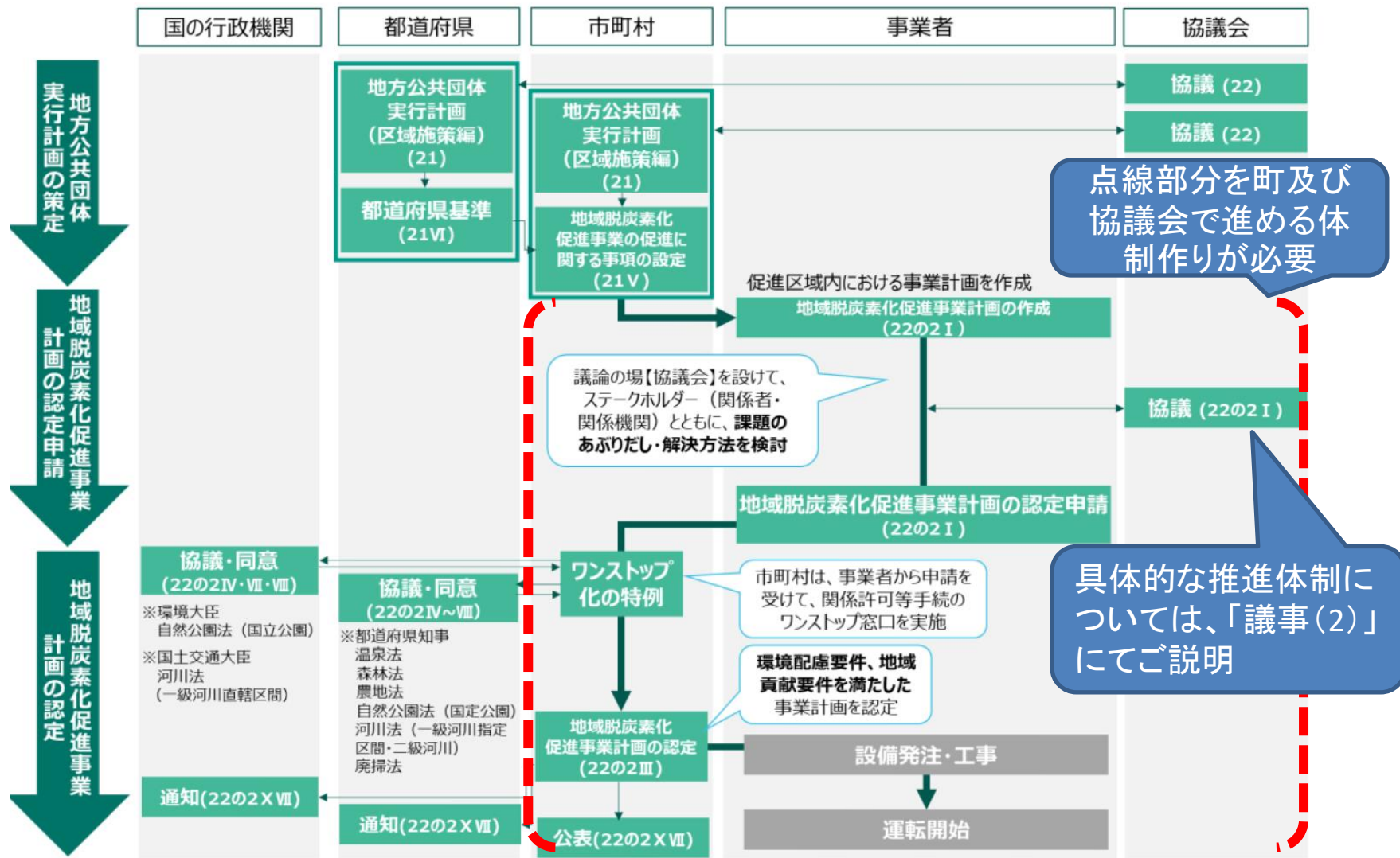
福島県福島市 **地域経済**

- 地元の温泉協同組合が中心になって、新会社を2012年10月に設立。**温泉の蒸気と熱水を利用しバイナリー発電装置により電力を生成、FIT売電。**
- 発電に利用した後の**温泉水を旅館に配給。**さらに、発電所で使う媒体を冷却するために使われた**大量の水を再利用して融雪やエビの養殖に活用。**



図出所) 環境省「温泉熱利用事例集」p.9
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/111097.pdf> (閲覧日: 2020/11/26)

4. 地域脱炭素化促進事業に関する制度のフローと各役割



() : 地球温暖化対策推進法の条文番号

参考:地域脱炭素化促進事業の認定要件

＜地域脱炭素化促進事業計画の認定要件(法第22条の2第3項)＞

- 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること
- 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準に適合するものであること

「せたな町地球温暖化対策実行計画」の記載内容

- 調整エリアで検討される事業は、以下の事項が求められる。(実行計画p.34,35)
 - ・再生可能エネルギー施設の立地にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ、地域関係者や関係機関との調整が必要
 - ・調整エリアに含まれている自然・社会環境に関する配慮すべき事項を十分に考慮
 - ・適切な事業計画の検討、地域関係者や関係機関への十分な説明や調整、環境影響評価等の手続き、環境配慮の検討、脱炭素や地域貢献の取組など
- 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として、以下の事項が求められる。(実行計画p.39参照)
 - ・地域脱炭素化促進施設で得られた再生可能エネルギーの地産・地消を通して、地域活性化に資すること
 - ・再エネ基金を活用して町内の再生可能エネルギーの活用促進等の取組に貢献すること
 - ・地域脱炭素化促進施設で得られた再生可能エネルギーによる防災機能の強化等を通して、安全・安心なまちづくりに資すること
 - ・地域脱炭素化促進施設等を活用して環境教育・人材育成を図り、町民の脱炭素の取組に貢献すること